

○内閣府令第十三号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第三十四号）及び元号を改める政令（平成三十一年政令第四百十三号）の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の五第四項並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二第一号及び第二号の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年六月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げ

るものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)</p> <p>第二条 令第十二条の十二第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。</p> <p>一 株券等(令第二条の十二第一号に規定する株券等をいう。次号及び第十九条第二項第二号の二において同じ。)の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社(次号において「完全子会社」という。)</p> <p>二 株券等の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社が禁止される旨の制限が付されていることとする。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>3 令第二条の十二第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。</p> <p>一 新株予約権証券等(令第二条の十二第二号に規定する新株予約</p>	<p>(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)</p> <p>第二条 令第十二条の十二に規定する内閣府令で定める条件は、当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることとする。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>2 令第十二条の十二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。</p> <p>一 新株予約権証券の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社(次号において「完全子会社」という。)</p> <p>二 新株予約権証券の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社</p> <p>「項を加える。」</p>

権証券等をいう。次号及び第十九条第二項第二号の二において同じ。）の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（次号において「完全子会社」という。）

二 新株予約権証券等の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社

4|| [略]

5|| [略]

（外国会社届出書の提出等）

第九条の七 [略]

2 法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 第七号様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

イ [略]

ロ 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」

ハ [略]

二 第七号の四様式 次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項

3|| [同上]

4|| [同上]

（外国会社届出書の提出等）

第九条の七 [同上]

2 [同上]

一 [同上]

イ [同上]

ロ 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業等のリスク」

ハ [同上]

二 [同上]

- イ [略]
- ロ 「第三部 発行者情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」
- ハ [略]
- [3・4 略]

(発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し)

第十四条の九 法第二十三条の八第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第五項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

(外国会社報告書の提出等)

第十七条の三 [略]

2 法第二十四条第九項に規定する外国会社報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第八号様式及び第九号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一 [略]

一 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」

[3～5 略]

(外国会社半期報告書の提出等)

- イ [同上]
- ロ 「第三部 発行者情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業等のリスク」
- ハ [同上]
- [3・4 同上]

(発行登録追補書類の提出を要しない募集又は売出し)

第十四条の九 法第二十三条の八第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、第二条第四項各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

(外国会社報告書の提出等)

第十七条の三 [同上]

2 [同上]

一 [同上]

一 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業等のリスク」

[3～5 同上]

(外国会社半期報告書の提出等)

第十八条の三 [略]

2 法第二十四条の五第八項に規定する外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、第十号様式のうち、次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項とする。

一 [略]

二 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「2 事業等のリスク」

「3～5 略」

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 [略]

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

「一・二 略」

二の二 法第四条第一項第一号(令第二条の十二各号に規定する場合に限る。)の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる株券等又は新株予約権証券等の取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。)又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であ

第十八条の三 [同上]

2 [同上]

一 [同上]

二 「第一部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「4 事業等のリスク」

「3～5 同上」

(臨時報告書の記載内容等)

第十九条 [同上]

2 [同上]

「一・二 同上」

二の二 法第四条第一項第一号(令第二条の十二に規定する場合に限る。)の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券等の取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。)又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締

るものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合
次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに
定める事項

イ 株券等 次に掲げる事項

(1) 銘柄

(2) 第一号ロ(1)に掲げる事項

(3) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下イにおいて

「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

(4) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第一

項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役

又は使用人（ロ(4)において「取締役等」という。）である場

合には、当該会社と提出会社との間の関係

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

(6) 当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と

分別して管理される方法

ロ 新株予約権証券等 次に掲げる事項

(1) 銘柄

(2) 第一号ロ(2)に掲げる事項

(3) 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下ロにおいて

「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

(4) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第三

項各号に規定する会社の取締役等である場合には、当該会社

と提出会社との間の関係

役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合 次に掲げる事項

イ 銘柄

ロ 第一号ロの(2)に掲げる事項

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

〔号の細分を削る。〕

〔号の細分を削る。〕

〔号の細分を削る。〕

〔三〇九の三 略〕

九の四 提出会社において、監査公認会計士等（当該提出会社の財務計算に関する書類（法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。）について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）若しくは監査法人（以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。）又は当該提出会社の内部統制報告書（法第二十四条の四の四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。））に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。）について、法第九十三条の二第二項の規定により監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人（以下この号において「内部統制監査公認会計士等」という。）をいう。以下この号において同じ。）の異動（財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなることを若しくは財務書類監査公認会計士

ハ|| 当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下この号において「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

ニ|| 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第二項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

ホ|| 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

〔三〇九の三 同上〕

九の四 〔同上〕

等でなかつた者が財務書類監査公認会計士等になること又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなることは内部統制監査公認会計士等でなかつた者が内部統制監査公認会計士等になることをいい、当該提出会社が法第二十四条の四の四第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により初めて内部統制報告書を提出することとなつた場合において、財務書類監査公認会計士等である者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除く。以下この号において同じ。）が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は監査公認会計士等の異動があつた場合（当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。）次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

ハ 財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなる場合又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなる場合には、次に掲げる事項

- (1) 当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が当該財務書類監査公認会計士等となつた年月日又は当該異動に係る内部統制監査公認会計士等が当該内部統制監査公認会計士等となつた年月日

〔(2)～(4) 略〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

- (1) 当該異動に係る財務書類監査公認会計士等が直近において当該財務書類監査公認会計士等となつた年月日又は当該異動に係る内部統制監査公認会計士等が直近において当該内部統制監査公認会計士等となつた年月日

〔(2)～(4) 同上〕

<p>(5) (4)の理由及び経緯に対する次の内容</p> <p>(i) 異動監査公認会計士等の意見</p> <p>(ii) 監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）の意見</p> <p>(6) 異動監査公認会計士等が(5)(i)の意見を表明しない場合には、その旨及びその理由（当該提出会社が当該異動監査公認会計士等に対し、当該意見の表明を求めるために講じた措置の内容を含む。）</p> <p>〔十〇十九 略〕</p> <p>〔三〇一 略〕</p>	<p>(5) (4)の理由及び経緯に対する監査証明府令第四条第一項各号に定める事項又は内部統制府令第六条第一項各号に掲げる事項に係る異動監査公認会計士等の意見</p> <p>(6) 異動監査公認会計士等が(5)の意見を表明しない場合には、その旨及びその理由（当該提出会社が当該異動監査公認会計士等に対し、当該意見の表明を求めるために講じた措置の内容を含む。）</p> <p>〔十〇十九 同上〕</p> <p>〔三〇一 同上〕</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第二条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成三十年内閣

府令第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この条において「新財務諸表等規則」という。)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表又は平成三十年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表等規則の規定を適用することができる。</p> <p>(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第三条 第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この条において「新連結財務諸表規則」という。)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表又は平成三十年十二月三十一日以後に終了する連結会計年度</p>	<p>附則</p> <p>(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この条において「新財務諸表等規則」という。)の規定は、平成三十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表又は平成三十年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表等規則の規定を適用することができる。</p> <p>(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第三条 第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この条において「新連結財務諸表規則」という。)の規定は、平成三十三年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表又は平成三十年十二月三十一日以後に終了する連結会計</p>

に係る連結財務諸表については、新連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この条において「新中間財務諸表等規則」という。)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、新中間財務諸表等規則の規定を適用することができる。

(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この条において「新中間連結財務諸表規則」という。)の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、新中間連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

年度に係る連結財務諸表については、新連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この条において「新中間財務諸表等規則」という。)の規定は、平成三十三年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、新中間財務諸表等規則の規定を適用することができる。

(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下この条において「新中間連結財務諸表規則」という。)の規定は、平成三十三年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、新中間連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第三条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成三十年内閣府令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(以下この条において「新監査証明府令」という。)第四条第一項第一号ニ、第五項及び第八項(第九号に限る。)から第十項までの規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度及び事業年度(以下この条において「連結会計年度等」という。)に係る連結財務諸表、財務諸表及び財務書類(以下この条において「連結財務諸表等」という。)の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。</p> <p>2 新監査証明府令第四条第一項第一号(ニを除く。)、第三項、第四項、第六項から第八項(第九号を除く。)まで及び第一号様式の規定は、令和二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。</p>	<p>附則</p> <p>(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(以下この条において「新監査証明府令」という。)第四条第一項第一号ニ、第五項及び第八項(第九号に限る。)から第十項までの規定は、平成三十三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度及び事業年度(以下この条において「連結会計年度等」という。)に係る連結財務諸表、財務諸表及び財務書類(以下この条において「連結財務諸表等」という。)の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。ただし、平成三十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。</p> <p>2 新監査証明府令第四条第一項第一号(ニを除く。)、第三項、第四項、第六項から第八項(第九号を除く。)まで及び第一号様式の規定は、平成三十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。</p>

3 前二項の規定にかかわらず、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び次条第二項において「連結財務諸表規則」という。）第九十三條に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特定会社又は米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（同項において「米国式連結財務諸表」という。）を米証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社の令和元年十二月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、新監査証明府令の規定を適用することができる。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）
第三条 第二条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（次項において「新開示府令」という。）第十九条第二項第九号の四ハ②の規定は、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務計算に関する書類（金融商品取引法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この条において同じ。）の監査証明を行う監査公認会計士等（同号に規定する監査公認会計士等をいう。以下この条において同じ。）の異動（同号に規定する異動をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る財務計算に関する書類の監査

3 前二項の規定にかかわらず、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び次条第二項において「連結財務諸表規則」という。）第九十三條に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特定会社又は米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（同項において「米国式連結財務諸表」という。）を米証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社の平成三十一年十二月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、新監査証明府令の規定を適用することができる。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）
第三条 第二条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（次項において「新開示府令」という。）第十九条第二項第九号の四ハ②の規定は、平成三十二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務計算に関する書類（金融商品取引法第九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この条において同じ。）の監査証明を行う監査公認会計士等（同号に規定する監査公認会計士等をいう。以下この条において同じ。）の異動（同号に規定する異動をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る財務計算に関する書類の

証明を行う監査公認会計士等の異動については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特定会社又は米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社の令和元年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務計算に関する書類の監査証明を行う監査公認会計士等の異動については、新開示府令の規定を適用することができる。

監査証明を行う監査公認会計士等の異動については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特定会社又は米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社の平成三十一年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務計算に関する書類の監査証明を行う監査公認会計士等の異動については、新開示府令の規定を適用することができる。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部改正)

第四条 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成三十一年内閣府令第三号)の

一部を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">〔1・2 略〕</p> <p>3 新開示府令第二号様式記載上の注意(30)から(32)までの規定(新開示府令第二号の四様式(新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。))から第二号の六様式まで及び第七号様式(新開示府令第七号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。))においてこれらの規定に準じて記載することとされている場合を含む。))及び第二号の五様式記載上の注意(37)の規定は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が同日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。ただし、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、これらの規定を適用することができる。</p> <p>4 新開示府令第二号様式記載上の注意(54) c、(56) a (b)及び d (a) ii の規定(新開示府令第二号の四様式(新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。))から第二号の六</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">〔1・2 同上〕</p> <p>3 新開示府令第二号様式記載上の注意(30)から(32)までの規定(新開示府令第二号の四様式(新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。))から第二号の六様式まで及び第七号様式(新開示府令第七号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。))においてこれらの規定に準じて記載することとされている場合を含む。))及び第二号の五様式記載上の注意(37)の規定は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成三十二年三月三十一日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が同日前に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、なお従前の例による。ただし、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、これらの規定を適用することができる。</p> <p>4 新開示府令第二号様式記載上の注意(54) c、(56) a (b)及び d (a) ii の規定(新開示府令第二号の四様式(新開示府令第二号の七様式において準じて記載することとされている場合を含む。))から第二号の六</p>

様式まで及び第七号様式（新開示府令第七号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）においてこれらの規定に準じて記載することとされている場合を含む。）は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用する。ただし、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、これらの規定を適用することができる。

5 附則第二項の規定にかかわらず、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成三十一年三月三十一日から令和二年三月三十日までの間に終了する事業年度のものであるときは、別表上欄に掲げる第二号様式の規定（新開示府令第二号の四様式、第二号の六様式及び第七号様式（新開示府令第七号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第二号の五様式の規定（中同表）中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えることができる。

6 「略」

7 新開示府令第二号様式記載上の注意(30)から(32)までの規定（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式、第七号様式（新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合

様式まで及び第七号様式（新開示府令第七号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）においてこれらの規定に準じて記載することとされている場合を含む。）は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成三十二年三月三十一日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書について適用する。ただし、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度のものである場合における有価証券届出書については、これらの規定を適用することができる。

5 附則第二項の規定にかかわらず、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度の財務諸表が平成三十一年三月三十一日から平成三十二年三月三十日までの間に終了する事業年度のものであるときは、別表上欄に掲げる第二号様式の規定（新開示府令第二号の四様式、第二号の六様式及び第七号様式（新開示府令第七号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第二号の五様式の規定（中同表）中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えることができる。

6 「同上」

7 新開示府令第二号様式記載上の注意(30)から(32)までの規定（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式、第七号様式（新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合

に限る。)及び第八号様式においてこれらの規定に準じて記載することとされている場合に限る。)及び第二号の五様式記載上の注意(37)及び(39)の規定(新開示府令第三号の二様式においてこれらの規定に準じて記載することとされている場合に限る。)は、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。ただし、平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、これらの規定を適用することができる。

8 新開示府令第二号様式記載上の注意(54) c、(56) a (b)及びd (a) iiの規定(新開示府令第三号様式(新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第三号の二様式、第七号様式(新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。))及び第八号様式においてこれらの規定に準じて記載することとされている場合に限る。)は、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用する。ただし、平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、これらの規定を適用することができる。

9 附則第六項の規定にかかわらず、新開示府令第三号様式から第四号様式まで、第八号様式及び第九号様式の規定により記載すべき有価証券報告書が平成三十一年三月三十一日から令和二年三月三十日までの間に終了する事業年度に係る有価証券報告書であるときは、

に限る。)及び第八号様式においてこれらの規定に準じて記載することとされている場合に限る。)及び第二号の五様式記載上の注意(37)及び(39)の規定(新開示府令第三号の二様式においてこれらの規定に準じて記載することとされている場合に限る。)は、平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。ただし、平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、これらの規定を適用することができる。

8 新開示府令第二号様式記載上の注意(54) c、(56) a (b)及びd (a) iiの規定(新開示府令第三号様式(新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第三号の二様式、第七号様式(新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。))及び第八号様式においてこれらの規定に準じて記載することとされている場合に限る。)は、平成三十二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用する。ただし、平成三十一年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、これらの規定を適用することができる。

9 附則第六項の規定にかかわらず、新開示府令第三号様式から第四号様式まで、第八号様式及び第九号様式の規定により記載すべき有価証券報告書が平成三十一年三月三十一日から平成三十二年三月三十日までの間に終了する事業年度に係る有価証券報告書であるときは

別表上欄に掲げる第二号様式の規定（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第七号様式（新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び第八号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び第二号の五様式の規定（新開示府令第三号の二様式において準じて記載することとされている場合に限る。）中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えることができる。

10 「略」

11 新開示府令第四号の三様式記載上の注意(7)及び(8)の規定（新開示府令第九号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。ただし、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書については、これらの規定を適用することができる。

12 「略」

13 新開示府令第五号様式記載上の注意(9)から(11)までの規定（新開示府令第十号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に係る半期報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る半期報告書については、なお従前の例による。ただし、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る半期報告書については、これらの規

は、別表上欄に掲げる第二号様式の規定（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第七号様式（新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び第八号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び第二号の五様式の規定（新開示府令第三号の二様式において準じて記載することとされている場合に限る。）中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句に読み替えることができる。

10 「同上」

11 新開示府令第四号の三様式記載上の注意(7)及び(8)の規定（新開示府令第九号の三様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。ただし、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る四半期報告書については、これらの規定を適用することができる。

12 「同上」

13 新開示府令第五号様式記載上の注意(9)から(11)までの規定（新開示府令第十号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）は、平成三十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る半期報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る半期報告書については、なお従前の例による。ただし、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る半期報告書については、これら

定を適用することができる。

14 「略」

(別表) 「略」

の規定を適用することができる。

14 「同上」

(別表) 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中企業内容等の開示に関する内閣府令第二条及び第十九条第二項第二号の二の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、令和元年七月一日から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条第二項第二号の二の規定は、当該規定の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（金融商品取引法第四条第一項に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う罰則の適用に関する経過措置）

第三条 第一条中企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条第二項第二号の二の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。